



祝 開業30周年記念

フラワー長井線利用拡大シンポジウム

山形鉄道フラワー長井線は、今年度開業30周年を迎えました。依然として厳しい経営状態が続いていますが、今後も沿線住民のみなさんの足として鉄道を維持するために、あなたの意見を聞かせてください!



日時 平成31年 **3月21日(木)** 春分の日 14時開会

会場 道の駅「川のみなと長井」(長井市東町2-50)

入場料 無料 (申込み不要)

特別講演 講師:映画監督 村川 透氏

パネルディスカッション

テーマ『利用拡大に向けた効果的なイベントとは』

パネリスト:鉄道写真家 広田 泉氏/ローカル線プロレス実行委員会 実行委員長 喜早 洋介氏
蚕桑駅夢プロジェクト(田んぼアート) コーディネーター 今野 正明氏



主催:フラワー長井線利用拡大協議会

<問合せ先> フLOWER長井線利用拡大協議会 事務局 TEL.0238-87-0817 FAX.0238-83-1070
長井市地域づくり推進課 E-mail n-chiiki@city.nagai.yamagata.jp

国民年金 からのお知らせ



国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●対象 学校教育法に規定する大学(大学院)短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、本人の前年所得が

次の計算式で計算した金額以下である方
[所得の目安]

118万円+(扶養親族等の数×38万円)

●承認期間 4月~翌年3月

※承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに日本年金機構から再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入のうえ返送ください。

ココに注目!

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が、日本年金機構より送付されます。

同一の学校に在学されている方は、当はがきに必要事項を記入して返送いただくこ

とにより、平成31年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、年金事務所で納付書を作成して送付します。お手数料をおかけしますが、年金事務所にお問い合わせください。

もし、年金を受けている方が
所在不明になったら...

届出が必要です。

- ▷年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届出を速やかに行う必要があります。提出先は年金事務所です。
- ▷お届けいただいた後に受給権者本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。
- ▷年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金の受取りを再開するための手続きが必要になります。年金事務所にご連絡をお願いします。

*年金事務所での年金請求等の相談をする場合は、事前予約が便利です。

*白鷹町を会場に来年度も移動年金相談(予約)が開かれます。場所、時間など詳しい内容は、決定したい広報誌などでお知らせします。

[相談日]

6月19日(水)・9月18日(水)・12月18日(水)・3月18日(水)

*4月からの国民年金保険料は、月額16,410円になります。

ちょっと
プラスな
情報です



[問い合わせ] 米沢年金事務所 ☎0238-22-4220 (自動音声) / 町民課戸籍年金係 ☎85-6129